

OSS License Checked! Orchestrating a brighter world NEC

Open Source Conference 2020 Online/Nagoya

# GNU GPL入門

2020年5月30日  
NEC OSS推進センター・姉崎卓博

Orchestrating a brighter world

未来に向かい、人が生きる、豊かに生きるために欠かせないもの。それは「安全」「安心」「効率」「公平」という価値が実現された社会です。

NECは、ネットワーク技術とコンピューティング技術をあわせ持つ類のないインテグレイターとしてリーダーシップを発揮し、卓越した技術とさまざまな知見やアイデアを融合することで、世界の国々や地域の人々と協業しながら、明るく希望に満ちた暮らしと社会を実現し、未来につなげていきます。

自己紹介  
■ NEC OSS推進センター所属・姉崎卓博

元、汎用機ACOSの通信管理、OS/1の標準化、実装に関わる  
■ IA-64 Linuxの実装、Linuxの普及に関わる  
・ IA-64 Linux on 16-Wayサーバ(AzusaJ) Linux Conference 2000 Fall  
■ OSSライセンスの解説に取り組み2006~  
■ 2008年から、OSSライセンスのコンサルをビジネスに  
● @IT連載記事「企業技術者のためのOSSライセンス入門」執筆

OS/1講演が専門記事では驚異的な386でズレ記録  
- <https://jpn.nec.com/oss/osslic/article.html>

著作権情報センター 第9回著作権・著作権接権 論文 佳作入選  
「OSSライセンスとは~著作権法を権原とした解釈」  
「著作権」の専門の先生方にも一定の評価をいただいた

# GNU GPL グニュー ジーピーエル

## GNU General Public License

グニュー ジェネラル パブリック ライセンス

GNU projectで開発公開するプログラムのライセンスの一つ

● GNUソフトウェア : GNU Emacs, GCC, gdb, ...

● 多くの他の開発プロジェクトでも利用

● Linuxカーネル、Samba、MySQL、WordPress、...

### ライセンスは 契約ではない

「ライセンサーとライセンサーとの契約」?

それは「ライセンス」ではなく「ライセンス契約」。

商用ソフトウェアのソフトウェアライセンスのEULA : End User License Agreement はライセンスについての合意、つまり、ライセンス契約。

“Licenses are not contracts” by Eben Moglen  
10 September 2001  
<https://www.gnu.org/philosophy/enforcing-gpl.html>

この違いがわからない企業製OSSには、BSDなのにAgreementと書いてあったりする

そもそも、ライセンスとは「ソース開示義務」という表現はおかしい

a licence is a unilateral permission, not an obligation, ライセンスは、一方的な許諾であり、義務ではない

Transcript of Eben Moglen at the 3rd international GPLv3 conference; 22nd June 2006

<https://fsfe.org/campaigns/gplv3/barcelona-moglen-transcript.en.html>

ユスティニアヌス法典(ローマ法大全)の法学提要(De Institutes of Justinian)記載用語

ライセンス(license)はラテン語で許可もしくは同意といった意味を表す“licentia”という言葉が起源とされる。  
17世紀後半には英国の判決で、ライセンスとは、なんら財産や利益の移転や財産の移転・変更をせずに、ライセンスが行わなければ違法になる行為を合法にすることであると定義が現れる。  
金子宏典, Section 1 ライセンス概論『ビジネス法務大系』ライセンス契約 日本評論社

### Stallman氏がGPLを契約法に基づかせない正当な2つの理由

#### Don't Let 'Intellectual Property' Twist Your Ethos

http://www.gnu.org/philosophy/no-ip-ethos.html

by Richard M. Stallman  
June 09, 2006

1. Copyright law is much more uniform among countries than contract law, which is the other possible choice.  
著作権法は、国家間で、契約法や他のありうる選択より、非常に均質である。

2. There's another reason not to use contract law: It would require every distributor to get a user's formal assent to the contract before providing a copy. To hand someone a CD without getting his signature first would be forbidden. What a pain in the neck!  
契約法を使わないもう一つの理由は、コピーを提供する前に、契約への正式な同意を得ることを、あらゆる頒布者に要求するから。彼のサインをもらうことなく誰かにCDを渡すことは、禁じられている。うんざりする!

作った人たちが「GPLは契約ではない」と、言っているのに、

## GPLを契約と扱って、妥当な扱いが出来るわけが無い。

にもかかわらず、あるIPA報告書(2009年)では、  
『「GPLは契約ではなくライセンスである」といったことは一切述べていない』などと事実誤認の上で記述されている。

### GPLは、何を許諾・許可しているのか?

参考日本語訳でも自分で条文を読んでほしい

Linuxの場合、GPLv2 第3条 [http://www.opensource.jp/gpl/gpl\\_ja.html](http://www.opensource.jp/gpl/gpl_ja.html)

3. あなたは上記第1条および2条の条件に従い、許諾条件1(BSDL\*相当+0)

『プログラム』(あるいは第2条に定める原生物)をオブジェクトコードないし実行形式で複製または頒布することができる許諾内容

ただし、その場合あなたは以下のうちどれか1つを実施しなければならない:

a) 著作物に、『プログラム』に対応した完全かつ機械で読み取り可能なソースコードを添付する。(中略)

b) 著作物に、(中略)ソースコードを、(中略)提供する旨述べた少なくとも3年間には有効な書面になった申し出を添える。(以下中略)

※ BSDL: Berkeley Software Distribution License

### 条文を自分で読めば分かるが

3. ...  
ただし、その場合あなたは以下のうちどれか1つを実施しなければならない:

a) 著作物に、『プログラム』に対応した完全かつ機械で読み取り可能なソースコードを添付する。(中略)

b) 著作物に、(中略)ソースコードを、(中略)提供する旨述べた少なくとも3年間は有効な書面になった申し出を添える。(以下中略)

「ソース開示義務」とは、ひと言も書いていない。  
「Webにソース公開」とも、ひと言も書いていない。

その、GPLだけで、自由に使えているわけじゃない

Linuxが流行って、GPLとか意識する以前から、UNIXにSambaで共有フォルダを作成したり、Apacheで社外Webサーバを立ち上げていた。

これは、何もしていなかったから、  
GPL違反、Apacheライセンス違反だったのか?

GPLが無くて、自由に実行はできる(違反ではない)

使用許諾契約書などの制約なく、バイナリが公開されたら自由に実行でき、ソースが公開されたら自由に改変もできる。

「ここまでGPLは関係ないが」

「許諾を得て利用可能」

「複製または頒布できる。つまり、複製権の行使が許諾される」

「本を読むのに著者の許可が必要か!? 音楽を聴くのに作曲家の許可が必要か!?」

「無断で使用する」

「他人の複製権の行使」

「無断なら他人の著作権侵害」

「契約ではない」なら、やらなくてよいのか?

「ライセンスが行わなければ違法になる行為を合法にすること、なのだから、やらなければ違法行為(法律違反)になる。」

Webにソース公開しても申し出を添えていなければ違法行為

また、そもそも、GPLが無効ならば、誰が再頒布しても違法

GPLが有効か否かの議論はナンセンス

ソフトを自由にするルールとGPLを誤解している人はこの道理をわかっていない。

※「著作権法に基づいているなら、なおさら、契約と扱わなければならない」と言う人がいるも、そんな道理は存在しない。

### GPLの目的: GPLv2の前文

GNU General Public Licenseは、

●あなたがフリーソフトウェアを共有したり変更したりする自由を保障する一すなわち、ソフトウェアがそのユーザすべてにとってフリーであることを保証することを目的としています。

「保証することを目的としてい」るが、保証しているわけではない、かも...なぜなら

●あなたがフリーソフトウェアの複製物を頒布する自由を保障するよう設計されています

結果として「保証するよう設計されています」と読める

その自由とは?

### 「自由ソフトウェア」の「自由」

<https://www.gnu.org/philosophy/free-sw.ja.html>

あるプログラムが自由ソフトウェアであるとは、その利用者が、以下の4つの必須の自由を有するときです

0. どんな目的に対しても、プログラムを望むままに実行する自由

1. プログラムがどのように動作しているか研究し、必要に応じて改変する自由

2. 身近な人を助けられるよう、コピーを再頒布する自由

3. 改変した版を他に頒布する自由

BSDやApacheのプログラムにこれらの自由はないですか?

### BSDのプログラムも自由ソフトウェア

自由ソフトウェア OSS

BSDのプログラム

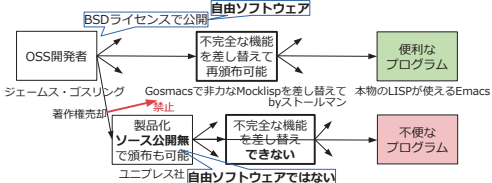
ApacheL\*のプログラム \*Apache License

GPLのプログラム

LGPL\*\*のプログラム \*\*GNU Lesser General Public License

GPL以前にBSDがあったが、何が問題だったのか?

## BSDライセンスで問題とストーリーマンが思った事



不便なプログラムを修正する能力があっても、ソースコードが無ければ改善できない。結果、不便なプログラムの利用を強いられる。

## BSDでは再頒布の際に自由でなくなる事もある

## ソースが無くても改変できない事態を避けるために

### 再頒布の条件にソース開示の条件を加える

GNU Emacs General Public License

後にこの手法(method)の愛称を「コピーレフト」とした。GNU Emacs以外のプログラムでも使えるように汎用化

GNU General Public License

決して、コピーレフトという概念があって、ソース開示も求めたわけではない！

「コピーレフトという概念が重要」と語られる内容には注意

さて、

こんなGPLの表現を見かけますよね…

変更するとソース公開の義務が発生するとか

正しくは、改変にかかわらず、ソース開示が頒布の条件

あと、GPLのライブラリをリンクすると

アプリもGPLになるとか

これは？ (次ページで補足)

## ウィキペディアのGPLのライブラリの説明

[https://ja.wikipedia.org/wiki/GNU\\_General\\_Public\\_License](https://ja.wikipedia.org/wiki/GNU_General_Public_License)

ライブラリ

…、次のようないくつかの異なる見解が存在する。

見解1: プロプライエタリ・ソフトウェアを

動的リンク、静的リンクすることはGPLに違反する

見解2: プロプライエタリ・ソフトウェアを

静的リンクすることはGPLに違反するが、

動的リンクに関しては不明瞭

見解3: リンクは無関係である

## 不安な方に GNU GPLの理解を高める、お手伝いします

### ■OSSライセンスと著作権法 講義(5H)

- 第1章 OSSは一般に他人の著作物
- 第2章 OSSライセンス違反とは
- 第3章 著作権について
- 第4章 OSSライセンスの概略
- 第5章 GPL感染/伝播などの都市伝説について
- 第6章 基本的な対策例

著作物・著作権がどういふものか理解いただいてから著作権行使のライセンスとして見ると、何が記述されているのか理解できる

補遺 GPLV3について

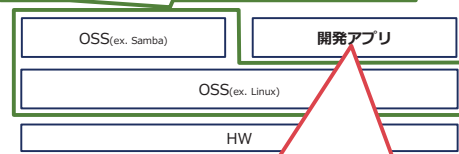
補遺2 体罰例

1回5名まで30万円、10名まで40万円、20名まで50万円  
御社の会議室に出向いて講義します。  
・基本5H(補遺の要約なし)、100ページ超のテキスト  
※ご希望により、ゆっくり7Hで、急いで4Hも可能です。(費用変わらず)  
7H(補遺の要約あり)4H(補遺の要約なし)

次回、2020年6月23,30日 Zoomで実施予定 一人8万円の公開(公募)セミナーの開催も可能  
詳細は、<https://jpn.nec.com/oss/ossic/> 掲載PDF参照 他社と同席、補遺テキスト無し、短縮4.5H  
<https://jpn.nec.com/oss/ossic/OSSedu.html>

## すべてのソース添付できれば、一番簡単！…だが

少なくとも、OSSはすべてソース添付すればOK！



開発アプリもソース添付できれば話は簡単だが、ソース開示しないで頒布するから、難しくなる。GPLを利用していたら、著作権侵害など

⇒納品物のソースコードからOSSを検出するツールで確認を

使っているOSSとライセンスは判明した。で、何をすれば？という、自らの理解が不安な方のために

### ■製品個別・対策支援アドバイス・サービス

#### 入力

- 1.一覧
  - 1.OSS名とバージョン
  - 2.OSSライセンス名とバージョン
  - 3.入手先など
- 2.製品の頒布(販売)形態
- 3.開発アプリでのOSSの使い方(図)

#### 出力

- ・ライセンス違反になりそうなところを指摘
  - ・条件を満たす対応策を提案
  - ・当然、後の祭りもあり得る
- Linux用ドライバのソース開示がないデバイスを選択済み

<https://jpn.nec.com/oss/ossic/OSSproduct.html>

## OSSライセンスを正しく理解するための本

第1章 OSSの初歩 5/27公開 根拠を示した解説

第2章 OSSライセンスの概要 6/27公開

第3章 OSSライセンスの都市伝説 11/5公開

第4章 OSSを使ったビジネスで気をつけること 1/27公開

第5章 トラブル回避のための基本的な施策案

第6章 コンサル事例

第7章 余談：著作権法とNEC創立の関係

<https://jpn.nec.com/oss/ossic/article.html#article08>

13

31

58

82

103

119

144



# <https://jpn.nec.com/oss/ossic/>